

許 可 書

住所神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地

氏名 株式会社 アクト・エア

代表取締役 富岡 康則 様

法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例 第46条第1項 第46条第2項 の規定によ
り、下記のとおり許可する。

令和 8 年 1 月 29 日

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

収 集 運 搬 業	処 分 業
1 取り扱う一般廃棄物の種類 紙くず、生ごみ、びん、缶、ペット ボトル、廃プラスチック	1 取り扱う一般廃棄物の種類
2 業者番号 第 39 号	2 業者番号 第 号
3 許可の有効期間 令和8年2月1日から 令和10年1月31日まで	3 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
4 収集・運搬の区別 収集・運搬	4 処分(最終処分を除く。)最終処分の 区別
5 運搬先 (株) アクト・エア総合リサイクル センター	5 処分方法
6 作業場所 許可申請書のとおり (市内排出事業者)	6 処理施設等の種類、能力及び設置場 所
7 許可条件 関係法令の遵守、実績報告書の提出 許可内容変更の場合の報告	7 処分先
	8 許可条件

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

処 理 欄			
変更年月日及び文書番号	件 名	変 更 内 容	確認
年 月 日 第 号			
年 月 日			